

**お知らせ**  
**家具転倒防止事業の改正について**

家具転倒防止事業対象者について、従前は自分で転倒防止金具を取り付けることのできない世帯が対象となっていました。全世帯が対象となります。

**事業の流れ**

- ① 申請書の提出
- ② 取付可否の判断(町)
- ③ 決定通知書の送付(町)
- ④ 委託業者の現地確認
- ⑤ 取付作業実施
- ⑥ 事業完了

**補助対象者** 全世帯

**固定箇所数** 一世帯につき5か所まで

**注意事項**

- ・ 金具代は自己負担となります。
- ・ 家具の柱、壁などの補強は行いません。
- ・ 借家などの場合、家屋の所有者又は管理者の承諾が必要となります。
- ・ 設置後、必ず転倒しないことを保証するものではありません。

**問い合わせ**

総務課

☎893-1113

**お知らせ**  
**後期高齢者医療被保険者の皆さんへ**

**被保険者証**

被保険者証(保険証)が8月に更新されます。新しい保険証の色は緑色で、7月下旬に送付します。受け取られなかったら記載内容を確認の上、大切に保管してください。

有効期限の過ぎた古い保険証は、各自で処分をお願いします。

**一部負担金の割合変更**

毎年8月1日現在の世帯及び前年中の所得状況を基に、医療費の自己負担割合(1割又は一定以上所得のある方は3割)の見直しを行います。

ご自身の負担割合は、7月下旬に届く新しい保険証で確認してください。

**限度額適用・標準負担額減額認定証**

住民税非課税世帯の方は、入院又は高額な外来医療を受ける際に、医療機関や薬局へ保険証と合わせて「限度額適用・標準負担額減額認定証」(認定証)を提示することにより、窓口での自己負担額や入院時の食事代などが軽減されます。

現在認定証をお持ちの方で

8月以降も該当になる方には、7月下旬に新しい認定証を保険証と一緒に送付します。

なお、新たに交付の申請をする方は、保険証と印鑑(認め印可)を持参の上、手続きをしてください。

※申請が遅れた場合や医療機関へ提示しなかった場合の食事代などについては、原則、入院時にさかのぼっての払い戻しはできませんので、ご注意ください。

**申請・問い合わせ**

町民課

☎893-1117

吾北総合支所住民福祉課

☎867-2300

本川総合支所住民福祉課

☎869-2112



**お知らせ**  
**国民健康保険限度額適用認定証の更新について**

国民健康保険の被保険者で「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」(認定証)の交付を受けている方は有効期限が7月末となっています。引き続き8月1日から認定を受けるためには、8月中に更新手続きを行ってください。

なお、新規で交付を受けるには申請が必要となります。申請は随時受け付けていますので、認定証が必要な方は手続きを行ってください。

**申請・問い合わせ**

町民課

☎893-1117

吾北総合支所住民福祉課

☎867-2300

本川総合支所住民福祉課

☎869-2112

吾北総合支所住民福祉課  
☎867-2300  
本川総合支所住民福祉課  
☎869-2112

**お知らせ**  
**社会福祉法人等利用者負担軽減制度の更新について**

現在、社会福祉法人等利用者負担軽減制度の認定を受けている方は有効期限が7月末となっています。引き続き8月1日から認定を受けるためには8月末までに更新手続きを行ってください。

**受付開始日**

7月1日(水)

**申請に必要なもの**

- ・ 介護保険被保険者証
- ・ 印鑑(認め印可)
- ・ 世帯全員の預貯金全額が確認できる通帳の写し(最新まで記帳済みのもので、残高が分かるページと表紙をコピー)

**申請・問い合わせ**

ほけん福祉課

(すこやかセンター伊野内)

☎893-13810

吾北総合支所住民福祉課

☎867-2300

本川総合支所住民福祉課

☎869-2114